

令和3年逗子市議会第3回定例会の招集について
令和3年9月6日開会予定の第3回定例会付議予定事件は、次のとおりです。

1 報 告

- ・報告第8号 株式会社パブリックサービスの経営状況の報告について (総務課)
株式会社パブリックサービスの第30期事業報告及び第31期事業計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第9号 健全化判断比率について (財政課)
令和2年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第10号 資金不足比率について (財政課)
令和2年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するもの

2 議 案

- ・議案第35号 専決処分の承認について（令和3年度逗子市一般会計補正予算（第4号）） (財政課)
予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年7月20日付けで次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めため提案するもの
（補正額）歳入歳出とも3,388万円の増額（補正後の総額211億2,454万7,000円）
歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり。
（歳出）
 - ・桜山6丁目地内の緑地法面ほか2箇所において発生した土砂崩落について、早急に復旧工事を実施するために要する経費などとして、緑地安全対策事業3,388万円を増額 【緑政課】（歳入）
 - ・地方債のほか所要の財源を措置するもの
（地方債）
 - ・地方債限度額を変更
- ・議案第36号 専決処分の承認について（逗子市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例） (国保健康課)
新型コロナウイルスワクチン接種の拡大を受け、予防接種後の副反応による健康被害に対する救済給付請求が想定されることから、請求事案について医学的な見地から調査を実施する予防接種健康被害調査委員会の庶務を、新型コロナウイルスワクチン接種事務を所掌する課において行うため改正するに当たり、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年8月10日付けで専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めため提案するもの

・議案第37号 専決処分の承認について（令和3年度逗子市一般会計補正予算（第5号））（財政課）

予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年8月10日付けで次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるため提案するもの

（補正額）歳入歳出とも2億367万円の増額（補正後の総額213億3,321万7,000円）

歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり。

（歳出）

・緊急事態宣言発出を受け、令和3年8月2日から逗子海水浴場を休場していることから、引き続き、逗子海岸営業協同組合と協力し海水浴場及びその近隣の安全・安心を維持するための経費として、海水浴場運営事業521万円を増額 【経済観光課】

・新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を実施する体制整備等を行うための財源である国庫補助金及び国庫負担金などについて、ワクチン接種を行う医師及び看護師等を確保するための診療報酬上の時間外等加算相当分の加算制度が新たに設けられたこと、接種実施の完了を令和3年11月末までに終えることが示されたことなどから、接種体制の確保等に要する経費として、新型コロナウイルスワクチン接種事業1億8,113万2,000円を増額 【国保健康課】

・予防接種法（昭和23年法律第68号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき実施する予防接種に起因する健康被害についての調査及び審議を行うため、逗子市予防接種健康被害調査委員会を設置及び運営するための経費として、予防接種健康被害調査委員会経費213万円を計上 【国保健康課】

・令和3年7月3日に崩落のあったアーデンヒルやまびこ公園について、斜面の表層崩壊による民家への被害を未然に防止するため、早急に法面防護工事を行うための経費として、街区公園維持管理事業2,019万8,000円を増額 【緑政課】

（歳入）

・国庫支出金及び地方債のほか所要の財源を措置するもの

（地方債）

・地方債限度額を変更

・議案第38号 動産の取得について（管財契約課）

消防ポンプ自動車購入について契約を締結するに当たり、逗子市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年逗子市条例第14号）第3条の規定により提案するもの

・議案第39号 逗子市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について（学校教育課）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づく逗子市いじめ防止基本方針の策定に伴い、逗子市いじめ問題対策連絡協議会を設置するに当たり、制定の要あるため提案するもの

・議案第40号 逗子市いじめ問題調査委員会条例の制定について（学校教育課）

いじめ防止対策推進法に基づく逗子市いじめ防止基本方針の策定に伴い、逗子市いじめ問題調査委員会を設置するに当たり、制定の要あるため提案するもの

・議案第41号 逗子市いじめ問題再調査委員会条例の制定について（市民協働課）

いじめ防止対策推進法に基づく逗子市いじめ防止基本方針の策定に伴い、逗子市いじめ問題再調査委員会を設置するに当たり、制定の要あるため提案するもの

・議案第42号 令和3年度逗子市一般会計補正予算（第6号）（財政課）

（補正額）歳入歳出とも2億1,065万1,000円の増額（補正後の総額215億4,386万8,000円）

歳入歳出予算の補正についての主な内容は次のとおり。

（歳出）

・ワーケーションを推進することで、関係人口、関係法人を創出し、企業誘致へとつなげるため、観光庁のモデル事業として企業と連携したワーケーションモデル事業を実施するために要する経費として、企業誘致等推進事業400万円を増額 【企画課】

・令和2年度の「みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策基金」繰入金について、繰入れの必要額が確定したことから、既に繰入れた金額との差額を同基金に戻すため、積立金1億6,530万8,000円を増額 【財政課】

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、収入が減少した世帯に対する国民健康保険料の減免について、国庫補助の対象とならない減免金額に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるため、国民健康保険事業特別会計繰出金1,028万7,000円を増額〔臨交〕 【財政課】

・新型コロナウイルス感染症予防対策として急増しているweb会議・研修等のリモートワークの促進を目的とした特定目的室設置に必要な機器等の整備などに要する経費として、デジタル推進事業74万7,000円を増額〔臨交〕 【デジタル推進課】

・いじめ防止対策推進法に基づく「逗子市いじめ防止基本方針」の策定に当たり、同基本方針に基づくいじめ問題再調査委員会を設置するために要する経費として、人権推進事業12万9,000円を増額【市民協働課】

・緑化推進の観点から配付している生垣及びシンボルツリー用の苗木について、見込みを上回る申し込みに対応するための経費として、緑化推進事業20万5,000円を増額 【緑政課】

・みどり基金繰入金について、繰入れの必要額が確定したことから、既に繰入れた金額との差額を同基金に戻すため、積立金555万9,000円を増額 【緑政課】

・桜山公園において発生した倒木の応急処理及び隣接する危険樹木の伐採のほか、その他の公園樹木の剪定に要する経費として、街区公園維持管理事業67万9,000円を増額 【緑政課】

・防災工事助成制度の申請について、当初予算を大幅に上回るが見込まれることに対応するため、防災工事助成事業235万2,000円を増額 【都市整備課】

・新型コロナウイルス感染症予防対策として、窓口業務における接触機会を抑制するため境界確定図の電子化に要する経費として、境界確定事業350万円を増額〔臨交〕 【都市整備課】

・山の根2丁目地内の市道に隣接する斜面地で土砂崩落が発生したため、市道の安全確保のための法面復旧工事に要する経費として、道路改良事業433万4,000円を増額 【都市整備課】

・消防団員が消防活動中の安全性と行動性の向上のため使用する防火手袋の購入に要する経費として、消防団活動事業58万9,000円を増額 【消防総務課】

・新型コロナウイルス感染症予防対策として、適切な換気・室温管理を行い安心安全な学校生活を確保するため、空調機の設置及び更新に要する経費として、中学校費の学校施設整備事業770万円を増額〔臨交〕 【教育総務課】

・いじめ防止対策推進法に基づく「逗子市いじめ防止基本方針」の策定に当たり、同基本方針に基づく連絡協議会等を設置するために要する経費として、いじめ防止等対策事業30万4,000円を計上【学校教育課】

・新型コロナウイルス感染症予防対策として、消毒液などの感染症対策用消耗品を購入するために要する経費として、ふれあいスクール事業48万2,000円を増額〔臨交〕 【子育て支援課】

・新型コロナウイルス感染症予防対策として、小坪小学校区放課後児童クラブが使用する施設のサンルーム設置工事等に要する経費として、放課後児童クラブ事業216万2,000円を増額〔臨交〕 【保育課】

・新型コロナウイルス感染症予防対策として、園舎2階につながる外階段を保護者用通路として安全に活用するための改修工事に要する経費として、湘南保育園運営事業144万1,000円を増額〔臨交〕【保育課】

・新型コロナウイルス感染症予防対策として、サンルームに空調機を整備するために要する経費として、小坪保育園運営事業63万8,000円を増額〔臨交〕 【保育課】

・新型コロナウイルス感染症予防対策として、利用者、来館者及び職員が使用する部屋に設置する感染症対策用備品の購入に要する経費として、教育研究所維持管理事業23万5,000円を増額〔臨交〕【療育教育総合センター】

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業には〔臨交〕と記載している。これらの事業費の合計額は、2,719万2,000円

(歳入)

・国庫補助金及び基金繰入金のほか所要の財源を措置するもの

(地方債)

・地方債限度額を変更

- 議案第43号 令和3年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） (財政課)
(補正額) 歳入歳出予算の総額は増減なし
歳入予算の補正についての主な内容は次のとおり。
(歳入)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する被保険者等に係る国民健康保険料の減免に伴い、国民健康保険料の減額及び県支出金の増額のほか所要の財源を措置するもの

- 議案第44号 令和2年度逗子市一般会計歳入歳出決算の認定について (財政課)
- 議案第45号 令和2年度逗子市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (財政課)
- 議案第46号 令和2年度逗子市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について (財政課)
- 議案第47号 令和2年度逗子市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (財政課)
地方自治法第233条第3項の規定により、会計管理者から提出された決算を監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて認定を求めるもの

- 議案第48号 令和2年度逗子市下水道業会計決算の認定について (下水道課)
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、会計管理者から提出された決算を監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて認定を求めるもの

本件に関するお問い合わせ先
電話046-873-1111 (代表)
※各議案の担当課にお尋ねください。

議案とりまとめ担当：総務課
電話046-873-1111 (代表)